

河北町建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて

このことについて、標記約款第11条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととする場合について、令和5年4月1日以降、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

1 常駐義務緩和を認める場合

発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事との兼務」）を認めるものとする。

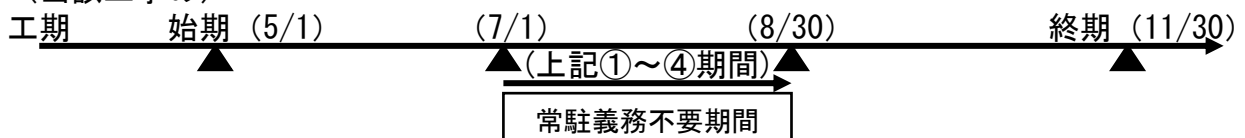
(1) 常駐義務不要要件

次の各号のいずれかに該当し、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして、請負金額にかかわらず、工事（架設等）現場の常駐は不要とする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。ただし、この場合、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表（別記様式第2号）において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができる。
- ② 建設工事請負契約約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工事製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

【図解例】

（当該工事の）



(2) 別件工事との兼務可能要件

次の①または②のいずれかに該当し、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

- ① 当該工事及び別件工事の両方の工事が、建設業法第26条第3項に該当しない

場合（工事1件の請負金額が4,000万円未満、ただし建築一式工事にあつては8,000万円未満）は、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすこと。

（ア）当該工事及び別件工事の発注者が河北町であり、かつ、どちらの工事の施工箇所も河北町内であること。なお、工事の範囲が他市町に及ぶ場合は、兼務できないことに留意すること。

（イ）当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2つまでとする。なお、別件工事において兼務できるものは、元請の現場代理人（主任技術者兼務も可）または元請の主任技術者とする。

（ウ）当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場に連絡員を置くこと。

② 当該工事又は別件工事のいずれか1つ以上の工事が、建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が4,000万円以上、ただし建築一式工事にあつては8,000万円以上）、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすこと。

（ア）当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が近接した場所において施行するため、同一の主任技術者が管理することができると発注者より承認されること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

（イ）当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合に限る。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2つまでとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるものは、元請の現場代理人兼主任技術者または元請の主任技術者とする。

（ウ）当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場に連絡員を置くこと。

【兼務可能・不可能な事例】

例1（両方が4,000万円未満）

	①工事	②工事
現場代理人	A	A
主任技術者	A	A

A氏の兼務は可。
(2つまで兼務)

例2（両方が4,000万円未満）

	①工事	②工事	③工事
現場代理人	A	B	C
主任技術者	A	A	A

A氏の兼務は不可。
(3つを兼務)

例3（一方が4,000万円以上）

	①工事	②工事
現場代理人	A	A
主任技術者	A	B

A氏の兼務は不可。(主任技術者を兼務していない2つを兼務)

2 施行期日

令和5年4月1日